

知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県告示第291号）の一部を次のように改正する。

平成25年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
別表（第2、第24関係）		別表（第2、第24関係）	
実施団体	適用除外文書等	実施団体	適用除外文書等
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>財団法人岩手県土木技術振興協会（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u>		<u>公益財団法人岩手県土木技術振興協会</u>	
[略]		[略]	
<u>財団法人いわて産業振興センター（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u>		<u>公益財団法人いわて産業振興センター</u>	
[略]		[略]	
<u>財団法人岩手県長寿社会振興財団（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u>		<u>公益財団法人いきいき岩手支援財団</u>	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
<u>社団法人岩手県畜産協会（昭和30年12月19日に社団法人岩手県畜産会という名称で設立された法人をいう。）</u>	[略]	<u>一般社団法人岩手県畜産協会</u>	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			